

再生可能エネルギー促進に関する意見書

原爆症認定集団訴訟で08年大阪高裁は、判決で「残留放射線は過小評価の疑いがあり、放射性降下物による被曝や内部被曝の可能性も考慮されなければならない」との判断を示した。「安全」な原発が、未曾有の自然災害によるものであったにしても破損して制御できなくなる、こんなことが起こらないことで「安全」ではなかったのか。広島、長崎の被曝の悪夢を招来した。

フクシマ被曝の急性放射線障害への対応に、今のところ不満は聞かない。しかし数十年後にも発症する晩発性障害（白血病、白内障、瘢痕性萎縮による機能障害など）には、原爆症認定集団訴訟の判決の確定するまでの延々と続く裁判過程が、フクシマでも同様に、集団提訴して、長い苦しい闘いを経て、被曝の数十年後の判決を待つことになるのだろうか。そうであってはならないし、そう思えるからこそ、震源の原子力発電は終焉させなくてはならない。

また、「どんなに科学的に耐震性を評価しても、それを上回るような現象が国内のどこでも起きる可能性があることが分かり、起こる全ての現象に備えられるような原発は造れない」とする地震学者の指摘は、大変重要でとても看過できない。

さて、放射線被害は広範囲、多方面に及んだ。被害額が膨大となり、果たして事故を起こした企業がこれに耐えうるのか。原子力損害賠償法では、原発で損害賠償する事態の発生があって、その企業が破産しても、社債の返還が優先、損害者の補償は後回しとなる恐れがある。それではと国の責任を訴えても最高裁の判決までに、どれほどの労苦や時間が要するのかと想像すらつかない。

ところで電気、電力は、空気や水と同じく一日も欠かせない必要不可欠なもの、電力会社は今日まで事業を特殊として、地域独占の特権を与えられてきた。そうして安定供給に努め、それには国策の原発が一番と、「安全な原発をつくろう」として、国とともに推進してきた。その原発が破損したことから、電力の供給不足を来した。かくなれば地域独占は地域支配、これによって電力事業に他の参入を妨げていたことになり、電源の多様性、多様化、とりわけ自然再生エネルギーによる発電の進展が阻害された。ただこれらの発電には自然任せの不安定さの課題はあるものの、原発と同様の国の援助があれば克服でき、原発につきまとう被曝の恐れのない安全な電力が造れる。

以上のように原発は、国内に建設する立地無く、制御に人智及ばず、被曝の恐れが常にあることから、20年間で廃炉という現実の実現性に鑑み、40年以上稼働のものから順次これを実行し、併せて安全な再生可能エネルギーへの政策転換を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月20日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 経済産業大臣
環境大臣